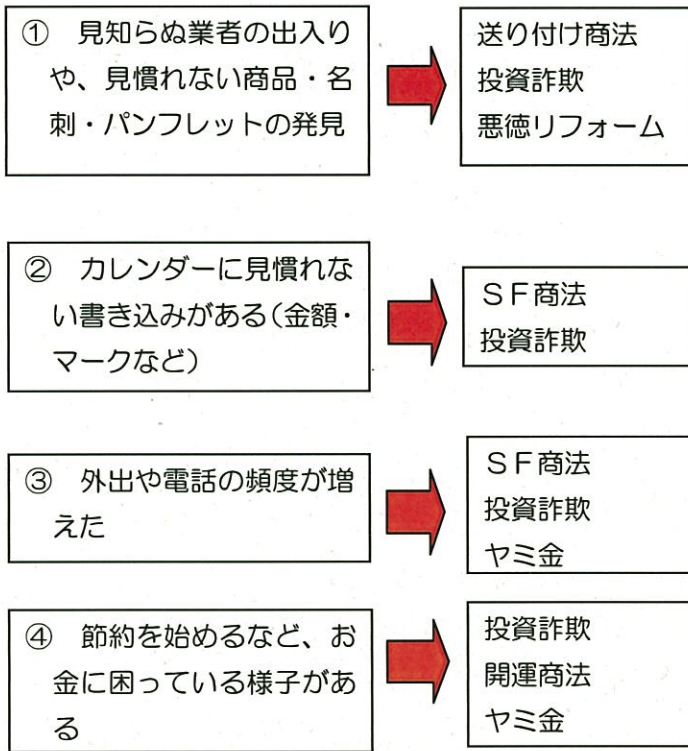


あなたのまなざしが 高齢者を守ります！！

【気づきのポイントと予想されるトラブル】



消費生活センター

- 各種消費者トラブルについてのお問い合わせ・ご相談
 - 各種専門機関等のご紹介
 - 高齢者を狙う消費者トラブルについて楽しく学べる出前講座 など
- 消費生活に関する“???”は・・・

福井県消費生活センター

☎0776-22-1102

福井県嶺南消費生活センター

☎0770-52-7830

包括支援センター所在地の
消費者センター連絡先



警察

こんな話を聞いたら要注意！



健康食品の送り付けや高額な商品販売被害、及び権利の当選や投資を騙った詐欺の事案を見聞きしたら下記の警察署へ！！

福井警察署	相談係	0776-52-0110
福井南警察署	相談係	0776-34-0110
大野警察署	相談係	0779-65-0110
勝山警察署	相談係	0779-88-0110
あわら警察署	相談係	0776-73-0110
坂井警察署	相談係	0776-66-0110
坂井西警察署	相談係	0776-82-0110
鯖江警察署	相談係	0778-52-0110
越前警察署	相談係	0778-24-0110
敦賀警察署	相談係	0770-25-0110
小浜警察署	相談係	0770-52-0110

福井県警察本部 悪質商法相談電話
0776-24-4194

福井弁護士会

- 各種無料・有料相談を実施するほか、各自治体及び社会福祉協議会主催の無料法律相談の案内なども行っています。
- 毎週月曜日(午後 3:30~5:00)に専門ダイヤルを設け、高齢者問題に特化した無料電話相談も実施しています。

※相談者はご本人に限定されず、職員の方同伴、または職員の方のみでも構いません。ただ、事件を依頼する際には、ご本人と担当弁護士との面談が必要です。

(連絡先)

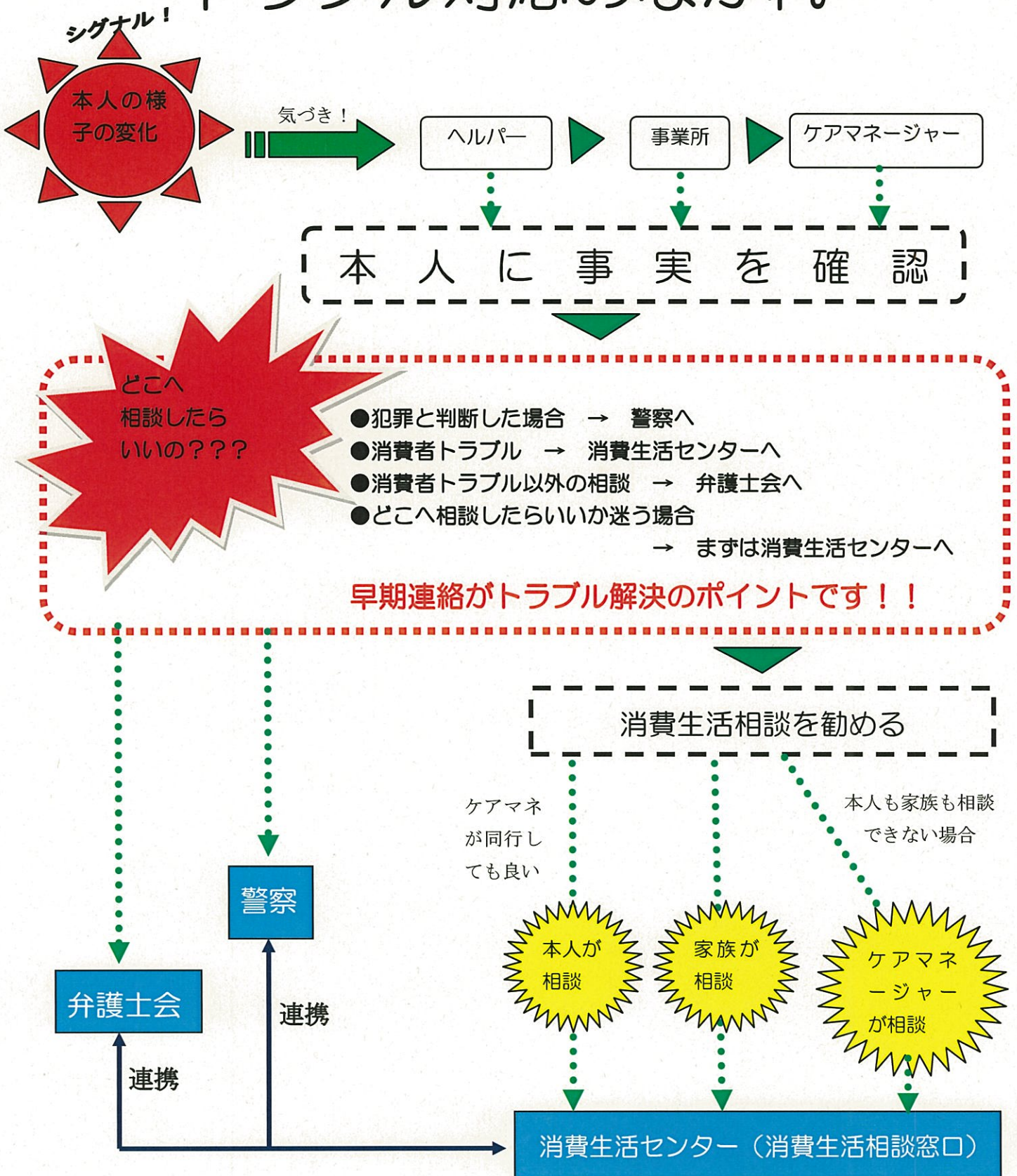
福井弁護士会 ☎0776-23-5255

高齢者無料相談専門ダイヤル

☎0776-23-5288

☎0776-29-7180

トラブル対応のながれ



事例紹介

送り付け商法

覚えのないサプリメントが自宅に届いたことから、販売業者 X に電話したところ、「注文記録があるから代金を支払え。」と強く言われた。

代金を支払わないといけないのか、届いた商品をどうすればよいのかと不安になり消費生活センターに相談したところ、「受取日から14日経過すれば処分しても問題はない。」「支払う必要はない。」という助言を受けることができ、被害を未然に防ぐことができた。

*送り付け商法に用いられる商品には、サプリメントのほか、名簿、書籍、食品（カニなど）の事例もあります。

劇場型勧誘

自宅にX社株のパンフレットが届いた。後日、別のY社から「X社のパンフレットが届いているなら、X社株の購入権が当たったということだ。3倍の値段で買い取るから、代わりにX社株を買ってくれないか。」と電話がかかってきたため、「3倍の値段なら」と思い、代金の100万円をレターパックに入れてポストに投かんした。

それを知った家族が直ちに警察に相談したところ、警察が、レターパックの送付先に先回りして、レターパックの受取りを阻止したため、被害を防ぐことができた。

*当初は、「名前を貸してほしい。」と頼まれて、その後、「あなたが逮捕される。」などと脅かされて、金銭の支払を求められるパターンもあります。

ヤミ金

違法な高金利の貸金業者 X からお金を借りたところ、返済できなくなり、X から脅迫のような取立ての電話が執拗にかかってくるようになった。

警察に相談したところ、警察が、X に警告した上で、X が使用していた携帯電話の電話会社に連絡したところ、電話会社が利用停止措置をとったため、取立ての電話がかかってくることはなくなった。

*超高金利のヤミ金に対しては、元金を返済する法的義務ありません。

事例紹介

開運商法

雑誌の広告を見て開運を謳った3万円のプレスレットをX社から購入したが、後日、X社から「開運には祈禱(きとう)が必要だ。プレスレットを購入した以上、祈禱料100万円を払ってほしい。」との電話があった。

不安になり、消費生活センターに相談したところ、消費者センターを介して、弁護士から、「プレスレットを購入したとしても、祈禱料を支払う必要はない。」という助言を受けることができ、X社に弁護士の助言どおり回答して、被害を未然に防ぐことができた。

*支払ってしまった場合でも、弁護士に依頼することで、取り戻すことができる場合もあります。

投資詐欺

自宅に届いた「年間利回り20%、安心な元本保証」と謳ったX社の社債投資のパンフレットを見て、「少しでも将来の生活の足しになるなら」と思い、100万円の社債を購入したが、その後X社とは連絡が取れなくなってしまった。

弁護士に相談したところ、弁護士は、社債の購入代金の振込先口座を手掛かりに、直ちに金融機関に対してX社の預金口座を凍結する手続きをとった上で、X社と交渉を行い、振り込んだお金を取り戻した。

*社債のほか、未公開株式、FX取引、外国通貨、不動産などへの投資を名目にした詐欺もあります。

クーリング・オフ

6日前、突然訪問してきたX社の無料耐震診断を受けたところ、「屋根瓦がずれている。放っておくと大変なことになる。」と言われ不安になり、X社と屋根の耐震工事契約を締結し、代金を支払った。

しかし、息子から「高額すぎる!!」と反対されたため、X社に解約を申し入れ、さらにクーリング・オフの通知も送ったが、「工事が始まっている。」と全く応じてくれなかった。

そこで、消費生活センターに相談し、交渉してもらったところ、X社は解約に応じ、支払った代金は返金された。

*クーリング・オフは、消費者の強力な権利であるため、その要件を回避しようとする悪質な業者も多いので、注意が必要です。

*書面の不備がある場合には、契約から時間が経過している場合でも、クーリング・オフが可能な場合もあります。